

木材共同販売規程

(目的)

第1条 山形県森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、木材の共同販売制度（以下「木材共販」という。）の実施を図り、組合系統の販売体制を確立し、会員および所属員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(販売方法)

第2条

1 木材販売は、会員及び所属員、または連合会が認める者の木材を、市売または随時販売にて行うものとする。

2 市売の方法は、入札またはセリ売りとし、入札は入札書による入札もしくは連合会のWeb入札システムによる電子入札とする。但し、連合会のWeb入札システムは、木材共販保証金10万円以上を預託しているものが利用できるものとする。

3 入札の単価は、原則として売払番号またははい番号毎の、 m^3 あたりの単価とする。

4 随時販売の方法は、相対取引とする。

(市売の日時、売渡しの決定等)

第3条

1 市売は、連合会が指定した場所及び時刻に行い、締切時間は連合会が指定した時刻とする。

2 売払いの決定は、入札の最高値をもって落札とし、同札の場合は、Web入札で且つ時刻の早い入札者を買受者とし、入札書のみによる同札の時は、抽選により買受者を決定する。但し、相場より価格が安いと判断される場合には、不落札とすることができるものとする。

3 不落材については、再入札またはセリ売りにて行う。

4 入札締切後の修正・取消は原則として認めない。但し、明らかに過失と判断された場合には取消を認めるものとし、入札内容が確認できない場合は、入札を無効とする。

(買受者に対する規程)

第4条

1 買受者は、木材業、製材業、工務業及び会長が認めた者とする。

2 市売及び随時販売による買受者は、売払いの日より30日以内に代金を現金で納入の上、買上材を引き取るものとする。ただし、以下の買受者については、代金納入前に買上材の引取りが出来るものとする。

(1) 木材共販保証金10万円以上を連合会に預託している買受者

(2) 本会の会員、他の森林組合連合会、他の森林組合連合会の会員

(3) 連合会が認めた買受者

- 3 買上材の引き取りに際し、連合会の施設を利用する場合は、施設利用料として、立方メートル当り360円を支払うものとする。
- 4 売払材は、農林規格に基づき、連合会において公正検知したものとする。
- 5 買受者は、品質、数量、その他現物確認の上、買受するものとし、買受後の現物については、原則として、連合会は責任を負わないものとする。
- 6 買受者がこの規定に違反する行為があったときは、連合会との取引を停止、または制限することができるものとする。
- 7 買受者が、第2項に基づく期限内での代金納入がなされない場合は、木材共販保証金を買上代金に充当することができるものとする。

附則

平成14年11月1日より施行する。

平成15年2月 5日一部改正

令和 3年5月12日一部改正

令和 5年2月 3日一部改正